

香芝市防犯カメラの設置及び管理運用に関するガイドライン

1. ガイドラインを策定する目的

防犯カメラを設置することは、犯罪抑止効果にとどまらず、地域住民の防犯意識の向上、自主防犯活動の活性化など地域の絆の強化にもつながり、安全で安心して暮らせるまちづくりに大きな効果が期待できます。他方で、防犯カメラの設置については、撮影される個人のプライバシーを侵害することがないように、その運用には十分注意する必要があります。

そこで、香芝市では防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和を図り、防犯カメラを適正に設置・運用することによって、「安全・安心のまち香芝のまちづくり」を推進するために、防犯カメラの設置及び管理運用に関するガイドラインを策定しました。

2. 防犯カメラとは

このガイドラインで定める防犯カメラとは、犯罪の防止を目的として、不特定多数が利用する場所に設置された画像撮影装置で、画像記録の機能を有するものをいいます。

3. 個人のプライバシーとの関係

個人には、自己の容貌等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条（肖像権）の趣旨を踏まえた慎重な取扱いが必要です。

また、防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報ですから、「個人情報の保護に関する法律」に定められている個人情報として保護の対象になります。そのため、防犯カメラは、犯罪の抑止を目的とするものですが、プライバシーや個人情報の取扱いにも十分配慮する必要があります。

4. 防犯カメラの設置場所と撮影範囲

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、不必要な撮影を防ぐために、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、私的空間が映らないように撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

5. カメラの設置の表示

防犯カメラの設置に当たっては、防犯カメラが設置されていることを周知

するとともに、犯罪抑止効果を高めるため、撮影対象区域又は撮影区域の出入り口付近に、「防犯カメラ作動中」及び「設置団体名」を表示したプレートを設置するものとします。

6. 管理責任者の指定

防犯カメラの管理及び運用に当たっては、管理責任者を定めるものとします。

7. 画像データの取り扱い

防犯カメラの画像についても、外部に漏れることがないよう一定の基準を定めて適正に管理する必要があります。

(1) 防犯カメラ等取扱担当者の指定

防犯カメラ及び録画装置等を設置する場合は、機器の操作や画像データの確認などを行う者を指定し、指定された担当者以外の者が取扱うことのないよう厳重な管理を行うものとします。

(2) 画像データの保存期間

保存期間は、画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止及びその他の安全管理を徹底するために、最長1ヵ月以内で必要な期間を定めるものとします。

(3) データの管理等

録画装置等及び画像データの記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード又は外付けハードディスクなど）については、管理責任者や取扱担当者以外の視聴や盗難を防止するため、施錠のできる事務室内や設備の中で厳重に保管し、外部への持ち出しができないよう厳重な管理が必要です。

また、インターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、ID やパスワードを設定するなど、画像データの流出防止に必要な策を講じるようにしてください。

(4) データの消去

保存期間が終了するなど保存の必要がなくなった画像データは、確実な方法により速やかに消去するようにしてください。

8. 防犯カメラを設置する際の留意点

(1) 設置場所

防犯カメラの設置については、民有地を設置場所として計画することとし、やむを得ず公共施設に設置しようとするときは、その公共施設の管理

者と協議を行い、占用許可を得るものとします。

(2) 設置時の協議について

- ① 自治会がその地域に防犯カメラを設置する場合は、その設置に係る合意形成は、自治会の総会（総会によらない場合は自治会の総意を決定する会合等）において行うものとします。
- ② 万一特定の住宅が写りこむ場合は、その所有者・居住者等の同意を得るものとします。
- ③ 土地所有者が替わった場合は、管理責任者の責任において新しい所有者に対して、従前の同意を継承する同意を得るものとします。
- ④ 防犯カメラを取り付けようとする工作物等に、土地所有者以外に管理者がいる場合は、その同意も得るものとします。

(3) 維持管理

- ① 防犯カメラの管理責任者は、1年に1回以上防犯カメラの定期点検及びメンテナンスを行い、定期点検結果表を保管するものとします。
- ② 他者が起因する事故を除き、万一防犯カメラによる事故が発生した場合は、管理責任者が対処するものとします。

9. 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者等は、撮影によって人の容貌・姿態という個人情報 を大量に収集・管理することになります。したがって、管理責任者等は、画像データはもちろんのこと、画像から知り得た情報を漏らしてはいけません。

10. 画像データの提供

防犯カメラの画像データについては、プライバシーが侵害されることのないよう、次の場合を例外として、設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはいけません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合
- ③ 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

11. 運用基準の制定

防犯カメラの設置者は、上記の内容を踏まえ、別紙「防犯カメラの設置及

び管理・運用基準（例）」を参考に、管理・運用基準を定め、その内容を周知徹底するように努めるものとします。

(別紙)

防犯カメラの設置及び管理・運用基準 (例)

1 目的

この基準は、(設置者氏名又は団体名)が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した画像データ等(以下「防犯カメラ等」という。)の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

2 管理責任者

- (1) (設置者氏名又は団体名)は、防犯カメラ等の適切な運用を図るため、防犯カメラ等管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとする。
- (2) (設置者氏名又は団体名)は、防犯カメラの取扱いを行わせるため、防犯カメラ等取扱担当者(以下「取扱担当者」という。)を指定することができる。
- (3) 管理責任者は、他者に起因する事故を除き、万一防犯カメラによる事故が発生した場合は、その責任において誠意をもって対処するものとする。

3 管理責任者等の責務

- (1) 管理責任者及び取扱担当者(以下「管理責任者等」という。)は、この基準の定めるところにより、防犯カメラの適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の画像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。
- (2) 管理責任者等は、防犯カメラによって撮影された画像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

4 防犯カメラ等の運用

防犯カメラは、次に定めるところにより運用されなければならない。

- (1) 撮影対象区域を必要最小限の範囲とすること。
- (2) 防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称を防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。
- (3) 画像表示機器及び録画機器の設置場所に管理責任者等以外の者がみだりに立ち入ることがないように管理し、画像の外部への漏えい等を防止する

ための所要の安全対策を講じること。

- (4) 管理責任者等による画像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合にとどめること。

5 記録した画像等の管理

画像及び画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）は、次に定めるところにより、管理されなければならない。

- (1) 画像の加工や不必要な複写を行わないこと。
- (2) 記録媒体を（施錠できる保管庫の場所）に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。
- (3) 画像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合はこの限りでない。
- (4) 画像記録の保存期間は（1ヶ月以内の期間）とし、当該保存期間を経過した後は、確実な方法により速やかに画像を消去し、又は記録媒体の破砕等の処理を行うこと。ただし、法令に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査の目的に要請を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 画像及び記憶媒体に不正利用、外部流出又は改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

6 画像及び記録媒体の提供の制限

画像及び記録媒体の内容は、第三者にこれを提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

7 苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの運用に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

附 則

この基準は、平成 年 月 日から施行する。